

公正かつ自由な経済社会の実現

～独占禁止法・景品表示法一部改正法案～

経済産業委員会調査室 神田 茂・内田 衡純・直野 容子

1. はじめに

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）（以下「独占禁止法」という。）は、公正で自由な競争の促進により、一般消費者の利益を確保し、国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、私的独占、不当な取引制限（談合・カルテル）、不公正な取引方法を禁じており、違反行為に対して行政処分（排除措置命令、課徴金）や刑事罰（罰金）が規定され、公正取引委員会がその執行に当たっている。

我が国経済の活性化・イノベーションの促進に資する市場規律の確立、事業活動のグローバル化・ボーダレス化に対応した競争政策の国際的調和など、独占禁止法に期待される役割は増している。こうした状況を踏まえ、課徴金制度の見直し（課徴金算定率の引上げ、対象となる行為の拡大等）、課徴金減免制度の導入、犯則調査権限の導入、審判手続の見直し等を内容とする改正が 2005 年に行われ（以下「2005 年改正法」という。）、2006 年 1 月から施行された。

2005 年改正法の附則は、改正法の施行後 2 年以内に、課徴金に係る制度の在り方、違反行為を排除するために必要な措置を命ずるための手続の在り方、審判手続の在り方等について検討を加え、検討の結果に基づいて所要の措置を講ずると規定している¹。

これらの課題を検討するため、2005 年 7 月から内閣官房長官の私的懇談会である「独占禁止法基本問題懇談会」が開催され、2007 年 6 月には報告書²がまとめられた。

公正取引委員会は、同報告書における提言を踏まえつつ、具体的な法改正の方向性について、また、同委員会として必要と考える事項についても検討し、同年 10 月には「独占禁止法の改正等の基本的考え方」³をとりまとめ、経済界等との協議を経て、2008 年 3 月 11 日、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び不当景品類及び不当表示法の一部を改正する法律案」（以下「本法案」という。）が国会に提出された。

本法案には、2005 年改正法の附則に記された 3 項目のうち、審判手続以外のものが盛り込まれ、その内容は大別して、課徴金・排除措置命令に関連するもの、企業結合規制の見直しに関連するもの及びその他のものから成るが、以下その概要について紹介する。

2. 課徴金・排除措置命令関係

（1）課徴金の対象範囲の拡大

本法案は、課徴金の納付を命じられる独占禁止法違反行為を、現行法の不当な取引制限及び支配型私的独占に加えて、排除型私的独占、不公正な取引方法のうち不当廉売等 5 つ

の違反行為、不当表示（景表法）に拡大することとしている。

ア 排除型私的独占（第7条の2第4項）

独占禁止法は、事業者が他の事業者の事業活動を排除又は支配するという手段を通じて、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること（私的独占）を禁じている。2005 年改正以前は、私的独占に対する制裁措置は、排除措置命令及び刑事罰のみであったが、同改正により、市場における有力な事業者が、同業者や流通事業者などの事業活動を制限することで、その市場の価格や数量を制限して、市場における競争を実質的に制限する支配型私的独占が課徴金の対象とされた。しかし、2005 年3月、インテル社が競争事業者の事業活動を排除する手段を通じた大規模な違反事案が発生したこと等を契機に、今回の改正に排除型私的独占が課徴金の対象となることが盛り込まれることとなった。排除型私的独占とは、市場における有力な事業者が、不当廉売、排他条件付取引などによって、新規参入事業者や既存の事業者を市場から排除することで、市場における競争を実質的に制限することをいう。

なお、課徴金額は、違反行為の対象商品等の売上額に6%（小売業は2%、卸売業は1%）を乗じた額であるとされている。

イ 不公正な取引方法（第20条の2、第2条第9項等）

独占禁止法2条9項は、一定の行為であって、公正な競争を阻害するおそれのあるもののうち、公正取引委員会の指定するものを不公正な取引方法として禁じている。このような指定は、特定の事業分野に適用される特殊指定⁴とあらゆる事業分野の事業者に適用される一般指定⁵から成り、一般指定は16の行為類型から成る。

本法案は、一般指定の16行為類型のうち、①不当廉売、②差別対価、③共同の取引拒絶、④再販売価格の拘束、⑤優越的地位の濫用について、従来は告示であった違反要件を法定化し、課徴金の対象とすることとしている。これらの行為が課徴金の対象とされる理由は、不公正な競争の中でも悪性が強いこと（⑤）、発生件数は少ないが本法案で同じく課徴金の対象とされる排除型私的独占と同様の行為であること（①②）、現行法で課徴金の対象とされている談合・カルテルと同様の行為であること（③）が挙げられる。これらのうち、①～④までの行為は、同一の違反行為を10年以内に繰り返した場合に限って課徴金の対象とされている。

①不当廉売とは、正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る価格で継続して供給すること、②差別対価とは、不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもって、商品又は役務を継続して供給することであって、いずれも他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれのあるものをいう。③共同の取引拒絶とは、正当な理由がないのに、競争者と共同して、ある事業者に対して供給を途絶させ若しくは数量・内容を制限すること又は、他の事業者と同様の行為を行わせることをいう。④再販売価格の拘束とは、自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、その商品の販売価格の自由な決定を拘束すること、又は相手方をしてその再々販売先に対して再々販売価格の自由な決定を拘束させることをいう。⑤優越的地位の濫用は、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、

正常な商慣習に照らして不当に、押し付け販売等を行うこと、経済上の利益を提供させること（協賛金・従業員派遣）、又は受領拒否や不当返品等を行うことをいう。なお、現在、優越的地位の濫用として指定されている相手方役員選任への不当干渉等（一般指定 14 項 5 号）は、本法案により違反要件を法定化されず、課徴金の対象とならない。

課徴金額は、優越的地位の濫用以外の行為については、違法行為に係る商品等の売上額に 3 %（小売業は 2 %、卸売業は 1 %）を乗じた額、優越的地位の濫用については、違反行為に係る取引先との取引額に 1 %を乗じた額とされている。

ウ 不当表示（景表法第 6 条の 2）

不当景品類及び不当表示法（以下「景表法」という。）は、不公正な取引方法として公正取引委員会が指定するぎまんの顧客誘因（一般指定 8 項）と不当な利益による顧客誘因（一般指定 9 項）のうち、不当表示と不当な景品類の提供を簡易迅速に規制するために作られた特別法である。景表法は、不当表示について、商品・役務の内容について実際のもの又は競争者のものよりも著しく優良と一般消費者に誤認させる表示（優良誤認表示）、価格等の取引条件について同様に誤認させる表示（有利誤認表示）、及びその他の取引に関する事項について一般消費者に誤認させる表示で公正取引委員会が指定するものを禁止している。

本法案はこれらのうち、前二者を課徴金の対象とするが、違反行為を行った事業者が一定の注意義務を果たしていた場合は除かれる。不当表示を課徴金の対象とするのは、不公正な取引方法の中でも悪性の強いことによる。

なお、課徴金額は、違反行為の対象商品等の売上額に 3 %を乗じた額とされている。

表 課徴金の算定率一覧

		製造業等	小売業	卸売業
現 行 法	不当な取引制限	10 % (4 %)	3 % (1.2 %)	2 % (1 %)
	支配型私的独占	10 %	3 %	2 %
改 正 法 案	排除型私的独占	6 %	2 %	1 %
	不当廉売、差別対価（繰返し）	3 %	2 %	1 %
	優越的地位利用	1 %		
	不当表示	3 %		

（注）括弧内数字は中小企業に係る算定率

（出所）公正取引委員会資料

（2）談合・カルテル等主導事業者への課徴金算定率加算（第 7 条の 2 第 8 項）

2005 年改正法は、独占禁止法違反行為に対する措置を強化するため、談合・カルテルなどを行った事業者に対する課徴金の算定率を、例えば大企業の製造業等について 6 %から 10 %へと引き上げることとした。さらに、これらの行為に主導的な役割を果たした事

業者に対して課徴金算定率を加算すれば、違反行為を主導することへの抑制となり、違反行為そのものを抑止する効果があると考えられている。そこで、本法案では主導的な役割を果たした事業者に対する課徴金算定率を5割加算することとし、例えば大企業の製造業等の場合、算定率は10%が15%に引き上げられることとなる。主導的な役割を果たした事業者とは、単独で若しくは共同して違反行為をすることを企て、他の事業者に違反行為をすることを要求し、当該違反行為をさせた者、又は単独で若しくは共同して他の事業者の求めに応じて継続的に他の事業者に対して対価、取引の相手方を指定した者等であるとされる。

(3) 課徴金減免制度の拡充

課徴金減免制度は、談合やカルテル等からの離脱インセンティブを事業者に与え、禁止規定の実効性を高める観点から、自らの違反行為について公正取引委員会に報告や資料の提出を行った事業者に対する措置として、2005年改正法により創設された。施行後、2006年及び2007年において、延べ33事業者が課徴金の減額・免除措置を受けているとされている⁶。本法案は、違反事案の調査を容易にし、法執行の実効性を高めるため、以下のとおり課徴金減免制度を拡充している。

ア 減免申請事業者数の拡大(第7条の2第11項等)

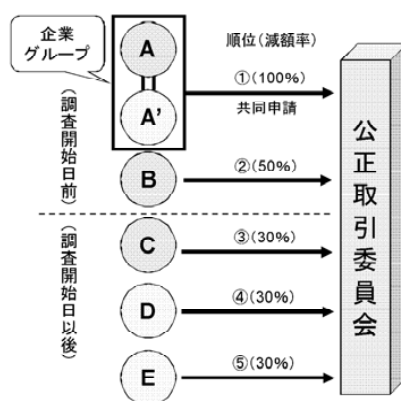
2005年改正法は、公正取引委員会による調査開始前と開始後で、自らの違反行為について1番目から3番目までに報告を行った事業者に対して課徴金の減免を認めているが(合計3者)、今回の法案では、開始前・開始後に4番目と5番目に報告や資料の提出を行った事業者にまで減免申請を拡大することとしている(合計5者、ただし調査開始後は最大3者まで)。

本法案により、新たに減免制度が認められる事業者については、課徴金の額に30%を乗じた額が減じられることとされている。

イ グループ会社による共同申請(第7条の2第13項)

本法案では、一定の要件を満たす場合に、同一企業グループ内の複数の事業者による共同申請を認め、すべての共同申請者に同一の順位を割り当てることとしている。グループ内複数事業者が申請する場合、同じような資料が提出されることが通常であり、グループ外の事業者に減免の範囲を拡大することによって、違反行為に係る報告や資料をより幅の広いものとし、事件の解明に資することをねらいとしている。共同申請が認められる要件は、複数の事業者が減免申請の時点で同一グループに属しており、違反行為を行った全期間にわたって同一企業グループに属していたこと、又は違反行為の期間中は同一企業グループに属していなかったが、違反行為に係る事業を承継した事業者であることとされる。

図 課徴金減免制度の拡充



(出所) 公正取引委員会資料

本法案では、例えば、減免申請の時点で同一企業グループに属する2つの事業者が前述の要件を満たしていれば、2者とも申請者として同順位が与えられ、その2者に加えて4つの事業者に減免申請が認められることになる（図参照）。

なお、共同申請に係る減免率は、単独で申請を行う事業者が順位に応じて割り当てられる減免率と同じものがそれぞれ適用される。

（４）合併・分割・譲渡と排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人

ア 排除措置命令（第7条第2項、景表法第6条）

現行の独占禁止法の規定上、合併、会社分割、事業譲渡が行われた場合に、違反事業に係る事業を引き継いだ存続会社等に対して排除措置を命ずることができることが明確ではない。本法案は、このような存続会社等にも排除措置を命ずることができることを明文で規定することとしている。

イ 課徴金納付命令（第7条の2第25項）

現行の独占禁止法上は、違反行為をした会社が合併により消滅した場合にのみ、消滅会社が行った違反行為に係る課徴金について、存続会社に対してその納付を命ずることができる。一方、違反行為をした会社が会社分割や事業譲渡を行った場合、課徴金納付命令の名あて人とし得るのは違反行為者（消滅会社）のみとなる。

そこで、本法案では、一定の場合に、会社分割又は事業譲渡によって違反行為に係る事業を引き継いだ承継会社（グループ会社）等にも課徴金の納付を命ずることとしている。一定の場合とは、違反行為に係る事件についての調査開始以後、違反行為を行った会社がその子会社等に対して違反行為に係る事業の全部を譲渡した場合、又は違反行為を行った会社がその子会社等に対して、分割により違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の理由により消滅した場合を指す。

（５）課徴金納付命令等に係る除斥期間の延長（第7条の2第27項）

本法案は、違反行為が消滅した後も公正取引委員会が課徴金納付命令等を行うことのできる期間（除斥期間）を現行の3年から5年へと延長することとしている。その背景には、除斥期間を経過したことにより、課徴金納付命令等を行えない事例に対処すること、国内の他法令や米国・欧州の競争法の金銭的不利益処分を除斥期間がおおむね5年から7年にわたっていることが挙げられる。

３．企業結合規制の見直し

（１）株式取得の事前届出制の導入（第10条）

独占禁止法は、企業が株式保有、合併⁷、分割⁸、事業の譲受けなどのいわゆる企業結合によって集中し、市場構造が独占・寡占化することに対処するため、これら企業結合に対する規制を行っている。企業結合は一時的な結合である談合やカルテルとは異なり、市場に与える影響が永続的であることから、一定の取引分野における競争を実質的に制限する

こととなる場合には規制することとし、競争制限的な市場構造の形成を防止することを目的としている⁹。

現行法においては、一定規模以上の会社が企業結合する場合にはあらかじめ公正取引委員会に届出をする必要があるが、株式の取得については、事後報告制が採られている。今回の改正では、事後報告制を改め、一定規模以上の企業による他企業株式の所有については、合併等の他の企業結合の場合と同様に、当該株式を取得する前に届出を行うことが義務づけられる。企業の合併や分割手法が多様化していく中で、株式の大規模取得による企業買収（M&A¹⁰）などが行われるようになり、このような株式取得を合併等の他の企業結合と区別する必要がないこと、また、一定規模以上の株式取得については米国及び欧州においても事前届出制が採用されていることから制度が見直されるに至った¹¹。

また、本改正に伴い届出^{いぎち}閾値も簡素化されることとなり、従来は持株比率が 10 %、25 %及び 50 %を超えることとなった日から 30 日以内に当該株式に関する報告書を提出しなければならなかったところ、改正後は、持株比率が 20 %及び 50 %を超えることが想定される場合に届け出ることになる。

なお、株式取得の事前届出制が導入されることに伴い、共同株式移転¹²に係る事前届出の規定を新たに設けることとしている。

（２）届出基準の見直し等（第 15 条第 2 項等）

本法案では、企業結合（１で述べた株式取得を含む。）に関する届出基準について以下の見直しが行われることとされている。

まず、届出基準の算定対象範囲を、従来の当該会社並びにその直接の国内の親会社及び子会社とするいわゆる「親子会社」から、原則、当該会社の属するグループの「最終親会社」及び実質支配力基準¹³によるそのすべての子会社からなるグループである「企業結合集団」としている。

また、従来は企業の総資産を届出基準としていたが、総資産が必ずしも当該企業の市場におけるシェアを正確に反映しているものではないことから、市場シェアに直結した指標である国内売上高を届出基準として用いることとされている。すなわち、現行法においては、当該会社並びにその直接の国内の親会社及び子会社の総資産の合計額が 100 億円を超える企業が、総資産 10 億円を超える企業と企業結合する場合に届出義務が課せられているが、改正後は、企業結合集団の国内売上高の合計額が 200 億円を超える企業が、企業結合集団の国内売上高の合計額 20 億円を超える企業と企業結合する場合等に届出義務が課せられることに改められる。

さらに、今回の改正では、我が国の市場に対する影響の大きさから見て、本来届出が行われるべきであるような外国会社に係る企業結合についても、国内会社と同様、届出の対象とすることとし、一方で、同一企業結合集団内における企業再編については、届出を免除することとされている。

4. その他

(1) 外国競争当局¹⁴との情報交換に関する規定の整備（第43条の2）

1999年の日米独占禁止協力協定¹⁵締結以降、独占禁止法の執行に関する国際的な連携及び協力が進められており¹⁶、国際的に影響を及ぼす国際カルテル等に対する外国競争当局との間で執行の調整等が実施されている。これにより、外国競争当局間での情報交換の頻度は増加しており、公正取引委員会が外国競争当局に対して情報を提供する場合の根拠規定の整備及び情報提供に当たっての条件等を明確にする必要性から、本法案に、外国競争当局との情報交換に関する規定が盛り込まれた。

外国競争当局に対する情報提供の条件としては、公正取引委員会が提供する情報に相当する情報を、当該外国競争当局も公正取引委員会に対して提供することができること（相互主義）、相手国法令において、我が国と同程度の秘密の保持が担保されていること（秘密性担保）、当該外国競争当局において、その職務の目的以外に使用されないこと（目的外使用の禁止）及び刑事手続に使用されないよう適切な措置が採られること（刑事手続への使用制限）が明記されている。

(2) 利害関係人による審判の事件記録の閲覧・謄写規定の整備（第70条の15）

独占禁止法第70条の15は、審判の事件記録の閲覧謄写請求に係る規定であるが、本規定においては、請求権者を「利害関係人」に限定している以外に、直接閲覧謄写の制限を認める規定は存在しない。公正取引委員会においては、従来より、守秘義務を考慮し、閲覧謄写の範囲に係る運用基準¹⁷を定め、一定の事業者の秘密や個人情報等においては不開示とする運用を行ってきたところである。しかし、平成18年9月27日の東京高裁判決において、「公正取引委員会は法律上の規定なく審判の事件記録の閲覧謄写の範囲を制限できない。審判制度の運営に支障を生じる実態があるのであれば、法改正によって支障を除くべき」旨判示されたため、利害関係人による閲覧謄写請求について、違反行為と関係のない事業者の秘密や個人情報の保護など正当な理由がある場合には、公正取引委員会がその開示を制限できる旨を明確化することとしている。

(3) 差止請求訴訟における文書提出命令の特則の導入（第83条の4等）

事業者等の間で争われる不当廉売や差別対価等の不公正な取引方法に係る差止請求訴訟においては、違反行為立証のための帳簿書類等が侵害者側の手元に存在する場合が多く、これらの提出が得られないため、原告（被害者）側が不公正な取引行為が存在したことを立証することは事実上困難となっている。しかるに、これら帳簿書類等の文書は、被告事業者側から民事訴訟法上の文書提出義務¹⁸の除外事項（営業の秘密等）に当たると主張されることが容易に予想される。そこで、文書の所持者において、その提出を拒むことについて正当な理由があるとき以外は、文書提出命令に基づき文書の提出を求めることができるとする特則¹⁹を設けることとし、原告（被害者）側の挙証負担の軽減を図ることとされている。

なお、文書提出命令の特則と併せて、営業秘密に関する秘密保持命令等の規定を新たに設けることとしている。

（４）事業者団体届出制度の廃止（現行法第８条第２項～第４項の削除）

現行法における事業者団体届出制度については、事業者団体における独占禁止法違反の事例が大幅に減少したこと、また、届出に係る事業者負担を軽減するため、廃止することとされている。

（５）公正取引委員会職員等の秘密保持義務違反に係る罰則の引上げ（第 93 条）

2007 年の秘密保持義務違反に係る罰則の引上げ（３万円以下→ 50 万円以下）を内容とする国家公務員法改正を受けて、公正取引委員会委員長、委員及び公正取引委員会の職員等の秘密保持義務違反に対する罰則についても、現行 10 万円以下とされている罰金を 100 万円以下に引き上げることとしている²⁰。

５．終わりに

懇談会報告書の提出後、公正取引委員会と経済界等との間で最も激しい論議が行われたのは、審判手続の在り方についてであった²¹。すでに述べたとおり、審判手続の在り方は 2005 年改正法の附則も検討を求めている事項であり、本法案ではその附則において、政府に審判手続に係る規定について、全面にわたって見直し、平成 20 年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるよう求めている（附則 19 条）。

今国会に提出された本法案が、公正で自由な競争の促進により、一般消費者の利益を確保し、国民経済の民主的で健全な発達を促進するとの目的にかなうものか否かについては、国会として幅広く深みのある論議が必要であるが、独占禁止法の執行を確保する審判手続についても、今後の検討を十分に注視していく必要がある。

【参考文献】

実方謙二『独占禁止法』有斐閣、1987 年 2 月

岸井大太郎ほか『経済法―独占禁止法と競争政策[第 5 版]』有斐閣、2006 年 3 月

-
- 1 2005 年改正法を審議した衆参両院の経済産業委員会による附帯決議は、見直し検討における国民の意見反映や論議の透明性の確保を求めており、特に、本院経済産業委員会による附帯決議は、課徴金制度の在り方、審判部門の分離・独立の在り方等について明確な対応を示すことを政府に求めている。
 - 2 同報告書は 2007 年 6 月 26 日にとりまとめられ、課徴金制度の在り方、審査・審判手続の在り方に関する論点を中心に整理しているほか、独占禁止法違反行為に係る民事訴訟制度の在り方、公共調達の在り方にも言及している。
 - 3 2007 年 10 月 16 日にとりまとめられ、違反行為に対する措置の見直し、諸手続の見直し、民事救済制度の拡充、届出・報告規定の見直し等に言及している。

- 4 現在、特殊指定は、大規模小売業と新聞業の2業種に係るもの、また、特定の取引形態を対象としたものとして、荷主の運送等の委託取引に係るものが、それぞれ定められている。
- 5 現行の一般指定は、1982年6月18日に定められたもので、①共同の取引拒絶、②その他の取引拒絶、③差別価、④取引条件等の差別取扱い、⑤事業者団体における差別取扱い等、⑥不当廉売、⑦不当高価買入れ、⑧ぎまんの顧客誘引、⑨不当な利益による顧客誘引、⑩抱き合わせ販売等、⑪排他条件付取引、⑫再販売価格の拘束、⑬拘束条件付取引、⑭優越的地位の濫用、⑮競争者に対する取引妨害、⑯競争会社に対する内部干渉、から成る。
- 6 「公正取引委員会の業務の概略」(平成18年1月1日から平成18年12月31日まで)、同(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)による。
- 7 会社法第2条第27号及び第28号によると、合併には、会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるもの(吸収合併)と、2以上の会社がする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるもの(新設合併)がある。
- 8 会社法第2条第29号及び第30号によると、分割には、株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させるもの(吸収分割)と、1又は2以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させるもの(新設分割)がある。
- 9 (財)公正取引協会編『独占禁止法のあらましー独占禁止法ガイドー』30頁
- 10 M&A(Mergers and Acquisitions)企業の合併と買収の略。
- 11 本来、株式の売買は自由に行われるべきものであること、また、株式取得は合併等の他の企業結合に比べれば緩やかな結合関係を形成することも可能であるため、必ずしも一定の取引分野における競争の実質的制限をもたらすことにはならないことから、株式取得に対する過度な規制は、自由な企業活動を阻害する恐れがある。この点において、公正取引委員会は、従来から、会社の株式所有についての事務処理基準(現在は「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」いわゆる「企業結合ガイドライン」に集約。)を設け、株式所有に係る結合関係の強弱や、目的、態様等について考慮することとしていたが、今回の改正以降は、今まで以上に株式取得についての明確な基準が求められることになるとと思われる。
- 12 会社法第2条第32号によれば、株式移転とは、1又は2以上の株式会社がその発行済株式の全部を新たに設立する株式会社に取得させることをいう。
- 13 会社法は、「子会社」を「会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの」と定義し、議決権の過半数を有していることとする基準に加えて、財務及び事業の方針の決定を支配していること、つまり親会社が実質的にその経営を支配しているとする基準を含めることとした。なお、会社法における親会社及び子会社の定義は会社法施行規則第3条を参照。
- 14 独占禁止法に相当する外国の法令を執行する当局をいう。(独占禁止法第43条の2第1項)
- 15 「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(1999.10.7締結)
- 16 米国以外にも、EU(2005年.7.10締結)及びカナダ(2005.9.6締結)と前掲注15と同様の協定が締結されている。
- 17 「独占禁止法第70条の15の規定に基づく閲覧謄写に係る審査基準」(平成16年6月30日公正取引委員会事務総局官房総務課審決訟務室策定、平成17年12月19日改定)
- 18 民事訴訟法第220条
- 19 知的財産関連法では既に導入されている。
- 20 秘密保持義務違反の罰則に関する規定について、独占禁止法は国家公務員法の特別法として位置づけられる。一般の国家公務員に比べ、公正取引委員会職員等には強力な調査権限が与えられていることなどから、罰則についても重いものが科されることになる。
- 21 『朝日新聞』(2008.1.22)、『日本経済新聞』(2008.1.26)等の報道を参照。